

## 平成26年度第2回花巻市地域包括支援センター運営協議会会議録

- 1 開催日時 平成27年2月13日（金）午後3時10分～午後4時20分
- 2 開催場所 花巻市南万丁目970番地5 花巻保健センター 2階 集団指導室
- 3 会議日程 別紙次第のとおり
- 4 協議事項
  - (1) 第6期介護保険事業計画における地域包括支援センターの運営について
  - (2) 地域包括支援センター等に係る基準条例の制定について
  - (3) 平成27年度地域包括支援センター運営方針について
- 5 出席者等
  - (1) 出席した委員  
後藤啓之委員、小早川隆文委員、那須秀逸委員、高橋修委員、平澤智子委員、狩野隆史委員、橋本純子委員、鎌田政子委員、伊藤成子委員、朝倉千里委員、藤本莞爾委員、高橋照幸委員、影山一男委員
  - (2) 欠席した委員  
藤巻英二委員、熊谷雅順委員
  - (3) 市側出席者  
健康福祉部長佐々木忍、長寿福祉課長玉山進、長寿福祉課課長補佐菊池司、同課介護保険係長松田隆、同課高齢福祉係長坊澤尚行、同課主査似内泉、同課上席主任高橋朱里
  - (4) 地域包括支援センター出席者  
大原範子花巻中央地域包括支援センター所長
  - (5) 傍聴者  
なし
  - (6) 報道関係  
岩手日報社花巻支局1名、岩手日日新聞社花巻支社1名
- 6 会議内容は、次のとおりである。
  - (1) 開 会  
(菊池課長補佐)  
委員15名中、欠席者2名であるため、会議は成立している。
  - (2) あいさつ  
(佐々木部長)  
引き続きの会となる委員も多いと思うが、先ほど、介護保険運営協議会で協議いただいた第6期介護保険計画の実施を前線で支えるのが包括支援センターである。よろしく審議いただきたい。
  - (3) 会長あいさつ  
(影山会長)  
市からも話があったが第6期計画を前線で支え、地域の見守りの中心となる包括支援センターにより良い運営をしてもらうよう、委員の皆さんに意見を求める。
  - (4) 協 議

花巻市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第4条第2項に基づき、会長が議長となる。

① 第6期介護保険事業計画における地域包括支援センターの運営について（玉山課長が説明）  
質疑応答

(影山会長)

いきいきプラン内で地域包括支援センターに該当するページの説明が事務局からあった。

(平澤委員)

包括支援センターの設置人員に変更はないのか。同じ人数で、施策を展開していくことができるのか。大変だ。

45ページの認知症初期集中支援チームはすぐに活動ができる状況にあるのか。若しくは、どこかの地域ですでに行われているのか。

(玉山課長)

人員配置については、28ページのとおりである。今後は、状況を見ながら、新たに認知症地域支援推進員を配置するなどを考えている。認知症初期集中支援チームについては、これからというところ。制度では、平成30年度までに立ち上げることとしている。

(佐々木部長)

包括支援センターの業務が拡大していく中ではあるが、人員的には従うべき基準を満たしている。また、この人員のほかに認知症地域支援推進員を配置することになる。従うべき基準に従いながら、行政でもできることを実施したい。

(小早川委員)

かかりつけ医との連携について。医師の中には認知症に詳しい人、詳しくない人がいる。どのように連携するのか。高齢者の中には整形にのみ通っている人もいる。漠然とかかりつけ医と言われても医師も困るのではないか。地域包括ケアシステムは、2025年に向けて、今どこまでできているのか。細かい過程を示してほしい。

(玉山課長)

認知症とかかりつけ医について、いろいろな診療科があると思うが、各セミナーではかかりつけ医に相談するよう言っている。また、推進員の設置を行うことで医療への連携もできると考えている。

地域包括ケアシステムの構築については、地域ケア会議の来年度からの本格的な実施に向け、今年度は試行的にケア会議を行っている。介護予防については、国のモデル事業を実施しており、来年度以降これを各地域に広げていく。これからも、具体的なことは皆さんと相談しながら実施したい。

(佐々木部長)

かかりつけ医について、県立中部病院が中核となって、医院、診療所から中部病院に受診や検査の予約、さらにはその結果について中部病院から医院、診療所に情報を提供するという取り組みについて進めているところである。医療機関のネットワークが進んでくれば、地域包括ケアや介護にも効果的になってくる。

(鎌田委員)

認知症ケアパスは、「支援内容を体系的に紹介した」ものとあるが、ケアパスとは紹介するだけのものか。利用するメリットはあるのか。また、認知症サポーターや推進員とは、今までである推進員とは違うのか。認知症に特化したものか。

(坊澤係長)

認知症ケアパスとは「認知症ケアパスウェイ」のことで、手段や方法を作成したもので、認知症の症状にあった医療や介護、生活支援内容などケアの流れを表している。ケアマネや介護職員、認知症の人とその家族に配布し、このような状態になったら、どのような生活支援や医

療が必要か示されている。

推進員については、花巻中央包括支援センターに2名配置したいと考えている。認知症の人は、地域や家族内でのトラブルが多い。専門的に認知症の相談に応じていただくほか、認知症初期集中支援チームの中心になる役割を担っていただく。

(高橋(照)委員)

43、46ページにある生活支援コーディネーターとは何か。何かの制度にのっとったものか、または、市独自のものか。どのような人を配属し、どのような体制で実施するのか。

(玉山課長)

生活支援コーディネーターは、新たな総合事業を実施するためにキーマンとなってもらう人で、市内の生活支援に関する社会的資源を整理し、コーディネートする役割を担う。市に1名、非常勤職員として配置予定である。

(鎌田委員)

包括支援センターの認知度について、いろいろな方と話をしていると、そのようなセンターがあることを知らない人が多い。定期的にメディアを利用して、アピールを繰り返し行い覚えていただかないといけないのではないかと。例えば、コミュニティFMやケーブルテレビなどで、「花巻は介護予防に力を入れています。」ということ、みんなにお知らせする方法として、可能であれば利用してほしい。

(玉山課長)

貴重なご意見をいただいた。メディアを活用しながら進めていきたい。

(後藤委員)

認知症について、かかりつけ医としてすぐに認知症を判断してもらうのは難しいが、普段接している医師であれば、家族でも気づかない本人の変化を医学的見地で発見できるのではないかと。岩手中部圏域の認知症専門医は1名、認知症サポーター医は3名。認知症専門医は学会で認定された医師で、5年ごとに更新が必要になるが、花巻にはいない。認知症初期集中支援チームには、認知症専門医は必要であり、基準が高く、チーム自体が作れない。国には、医師はサポーター医でも良いように要望しているが、専門医に限定されている。サポーター医が増えてくれることで、認知症対策は広がる。

認知症ケアパスについては、花巻市はこれから。ケアパスはオレンジプラン、新オレンジプランに位置付けられている。奥州市は平成26年度に作成しており、認知症対策の先進地でもある。

生活支援コーディネーターについては、介護保険で位置付けられており、先進地もたくさんある。平成30年4月から始められれば良い。しかし、地域にこのような活動をしている人がいれば良いのだが、いない場合は人材育成から実施しなければならないため、大変だ。県は、市の実施に際し、可能な範囲で支援していく。

(橋本委員)

第6期計画の11ページ。病気や困った時に頼る相談先として「そのような人はいない」という人の割合が多いのも問題だが、包括支援センターの認知度が低いと思う。昨日今日で認知度が上がる訳ではない。一関のコミュニティFMあすもでは毎日15分番組を生原稿で放送している。カシオペアFMなど、実施例はいくつもある。

(影山会長)

ほか意見はあるか。第6期計画は平成27年から平成37年を念頭に入れた長期の計画であり、地域包括支援センターにすべて仕事を預けているように感じられる。地道に実のある活動をし、プランの達成をしてほしい。

② 地域包括支援センター等に係る基準条例の制定について(菊池課長補佐が説明)

質疑応答

(影山会長)

ただ今の説明で質問や意見は。この条例制定によって、包括支援センターの運営が変わるものではないので、以上にする。

③ 平成27年度地域包括支援センター運営方針について（玉山課長が説明）

質疑応答

(影山会長)

平成27年度の運営方針について、何か意見はあるか。

(小早川委員)

基本的なことを聞くが、包括支援センターは社会福祉協議会が委託を受け、包括支援センターと社会福祉協議会とが協力して運営方針を決めているのか。今、市から説明があったが、市は監査しているのではないのか。関係が不明だ。組織図、命令系統がどうなっているのか、疑問に感じる。ここで議論することではないが。

(玉山課長)

包括支援センターは行政が設置運営するものだが、団体に委託も可能であることから、平成24年度に社会福祉協議会に一元化し、委託した。事業の方針は、市が地域包括支援センターと協議して定めている。圏域が5つあるので、圏域ごとに各種の報告やそれぞれの包括的支援事業の報告をいただき、集計を社会福祉協議会で1つにまとめている。包括支援センターは、市が事業を委託し、社会福祉協議会が設置運営しているものである。

(小早川委員)

社会福祉協議会は、運営方針をご理解されているということで良いか。

(玉山課長)

そのとおりである。

(影山会長)

ほかに意見は。

(高橋（照）委員)

委託を受けている社会福祉協議会から意見ですが、実際、運営してみて包括支援センターは5か所あるが、仕事帰りに相談するなど、生活圏域以外のセンターが相談を受け付ける場合がある。横断的に対応しているが、市民の方にとってどこに行っても相談できるほうが利用しやすい。将来的に5つの圏域で良いのか、ということを考えていかないといけない。

社会福祉協議会は、委託をさせていただいたことで、包括支援センターと一緒に地域福祉づくりができるメリットがある。行政が関与しているのも良い部分。みんながここに住んでいきたいと思う地域福祉を作っていきたい。第6期計画では、地域の皆さんの参画をいただけるだろう。良い部分を広げていけるよう、事業を実施していきたい。

また、社会福祉協議会のホームページは1か月ごとに更新されており、5つの包括支援センターの取り組みの様子もアップされている。視覚に訴える部分にも力を入れていきたい。

(影山会長)

ほかに意見はないか。ないのであれば、運営方針について了承いただいたということになる。

以上3つの協議を終了し、本日の会議を終わりとす。

(5) 閉 会